

## E 子育て・ひと親家庭等への支援 その1

### ● 妊娠期～乳幼児期の健康相談をご活用ください。

「助産師・保健師による全戸訪問」

「助産師による専門相談」

「乳幼児健康診査（3か月児、1歳6か月児、3歳児）」

〔 病気の早期発見と子育て支援の場です。子育ての悩みや不安を相談しましょう。 〕  
〔 健診対象者の方には事前に日程をお知らせします。 〕

➡ 2階22番窓口(保健企画) TEL:06(4809)9882  
健診に関すること

➡ 2階24番窓口(健康相談) TEL:06(4809)9968  
保健師による妊娠期から乳幼児の発育・発達に関する健康相談

### ● 子育て期の育児相談をご活用ください。

「子育て支援室」

相談担当職員のチームが、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関を紹介したり、地域での子育てに関する情報提供を行ったりしています。

➡ 2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9854

「子育てサービス利用者支援事業(こさりん)」

区社協

幼稚園、認定こども園、保育所や地域の子育て支援事業等の利用について、相談をお受けし、情報を提供するとともに必要に応じて、施設や事業がスムーズに利用できるようお願いいたします。

➡ 東淀川区役所出張所 3階 TEL:06(6195)3732

➡ 東淀川区役所 2階 TEL:080(8941)7436

### ● 地域の子育て情報をお知らせします。子育て仲間と交流しませんか？

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」（令和3年3月現在、実施を見合わせています。）

乳児（12か月まで）の子育てに孤立や不安などがあり訪問を希望する家庭に、「こんにちは赤ちゃん訪問員」が情報提供・相談・支援に伺います。

「子育てサークル・サロン」

区内各地域で、こども同士を遊ばせながら子育てに関するノウハウや情報の交換をしたり、季節イベントを楽しむ会や誕生会などの機会が毎月開催されています。

➡ 2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9854

### 東淀川区子ども・子育てプラザ

(ファミリー・サポート・センター東淀川)

在宅で子育てを行っている家庭や地域での子育て活動を支援するための事業を実施しています。

● つどいの広場事業(0歳～就学前の親子の遊び場・軽運動室・乳幼児ルームで遊べます。)

● 地域の子育て支援事業(子育て情報の発信・相談・講座・講習会の開催)

● 児童健全育成事業(放課後～17時に安全に遊べる場を提供。各種行事も実施)

➡ 子ども・子育てプラザ TEL:06(6327)5650

● ファミリー・サポート・センター事業

➡ ファミリー・サポート・センター東淀川専用 TEL:06(6327)5672

## E 子育て・ひとり親家庭等への支援 その2

### ●保育所への入所手続きについて

保護者の就労や疾病等によりお子さんを家庭で保育できない場合、保育所の申込みができます。申込は、区役所で行い、保育施設等の受入れ可能枠を超える申込について区役所で利用調整を行います。

申込には、申請書その他、日中に保育ができないことを証明する書類(お勤め先の就労証明等)が必要です。

まずは区役所にお問い合わせください。

4月1日からの入所申込は、例年10月上旬頃(予定)に一齐に募集し、年度途中の申込みは、利用開始希望月の前月の5日(区役所が休みの場合は、翌開庁日)までに申し込みが必要です。お早めにご相談ください。

➡2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9851

### ●一時保育・預かり事業、病児・病後児保育について

#### ・一時保育・預かり事業

保育所に入所していない未就学児の保護者が仕事や病気等により、継続的または緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担を軽減させるために保育が必要な場合に、お子さんをお預かりする事業です。※事前登録が必要です。

➡2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9851

#### ・病児・病後児保育

お子さんが病気の回復期で保育所等に通うことができず、保護者の方の仕事の都合などで家庭での保育が困難な場合にお子さんをお預かりする事業です。

病院・診療所では、回復期に至らないお子さんでもお預かりできる場合もあります。

※事前登録が必要です。

➡2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9851

### ●ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の方が保育や家事・介護などで一時的に困ったとき、支援員を派遣したり、支援員の自宅で保育を行います。※事前登録が必要です。

➡2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9856

### ●小・中学校への入学・転校について

※前もっての問い合わせをお願いいたします。

➡1階5番窓口(就学) TEL:06(4809)9963

### ●小学生が放課後を過ごす場所

「児童いきいき放課後事業」

「留守家庭児童対策事業」(放課後児童クラブ)

➡こども青少年局青少年課 TEL:06(6208)8162

### ●「こどもと地域を結ぶ居場所」づくり・学習支援事業

放課後に家庭や学校に居場所のないこどもたちが、気軽に過ごせたり食事できたり、勉強できたりする「こどもの居場所」が区内20か所以上で自主運営されています。

➡1階12番窓口(教育) TEL:06(4809)9807

## E 子育て・ひとり親家庭等への支援 その3

### ●「児童」に関する手当は、複数あります。

#### 「児童手当」

中学校修了前までの児童を養育している方が対象です。

➡ 2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9856

#### 「児童扶養手当」

離婚等で、ひとり親として子どもを養育している母または父等が対象です。

➡ 2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9856

#### 「特別児童扶養手当」

20歳未満の、政令で定める程度の障がいがある児童を養育している父もしくは母、または養育者が対象です。

➡ 2階27番窓口(高齢者・障がい者) TEL:06(4809)9845

#### 「就学援助」

市民税非課税世帯などの養育者が対象です。

➡ 通学(予定)の学校、または教育委員会事務局学校運営支援センター  
TEL:06(6115)7653

### ●医療費助成について

18歳までの子どもやひとり親等の方が対象です。

➡ 2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9856

### ●障がいのあるお子さんの支援について

#### 「特別支援教育相談」

➡ こども相談センター(総合相談窓口) TEL:06(4301)3100

#### 「放課後等デイサービス」など療育施設への通所・入所・相談

➡ 2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9856

### ●虐待かな?DVでは?と気づいたら、ためらわずに連絡を!

「児童相談所(24時間)」虐待かも、と思ったときはすぐに。

➡ 児童相談所全国共通ダイヤル TEL:189(いちはやく)

「児童虐待ホットライン(24時間)」

子どもへの虐待に関する通告や相談を受け付けています。

もし自身が『虐待しているかも』と思った場合も一人で悩まず、ぜひお電話ください。

➡ こども相談センター TEL:0120(01)7285

「子どもの虐待ホットライン」

(月～金、11時～16時)

「つい子どもに手をあげてしまう」といった悩みなど、児童虐待の予防と早期発見のための相談を受け付けています。

➡ 児童虐待防止協会 TEL:06(6646)0088

「ドメスティック・バイオレンス(DV)」に関する相談

(月～金、9時30分～17時)

DV(配偶者やパートナーからの暴力)からの避難や保護を求めたいときの相談を受け付けています。

➡ 大阪市配偶者暴力相談支援センター TEL:06(4305)0100

※身の危険を感じた時、緊急な保護が必要な場合は、TEL:110番を!

※内閣府 DV相談ナビ(24時間) #8008(はれれば)

➡2階25番窓口(子育て) TEL:06(4809)9854